

P T A 弔事等規定

第1条〔趣旨〕 この規定は、大阪府立刀根山高等学校P T A会員（以下「会員」という。）及び生徒の弔事その他について必要な事項を定めるものとする。

第2条〔定義〕 この規定の「弔事その他」の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- (1) 「弔事」とは、会員及び生徒等の死亡をいう。
- (2) 「その他」とは、生徒の疾病若しくは負傷、又は会員及び生徒の非常災害等の被災をいう。

第3条〔弔事〕 前条第1号の弔事については、次のとおり弔慰金を贈る。

- (1) 生徒が死亡したとき 30,000円
- (2) 会員が死亡したとき 20,000円

第4条〔その他〕 第2条第2号のその他については、次のとおり見舞い金を贈る。

- (1) 生徒が、学校管理下における疾病又は負傷により、引き続き1か月以上入院した場合
10,000円
- (2) 会員及び生徒が非常災害を受けた等特別の場合、そのつど役員会に諮って決めた額。

[付則] この規定は、平成8年4月1日から施行し、平成8年3月1日から適用する。

[付則] この規定は、平成19年4月1日から施行する。

[付則] この規定は、平成27年4月1日から施行する。

[付則] この規定は、平成30年4月1日から施行する。